

日本音響学会

独創研究奨励賞 板倉記念 受賞候補募集のお知らせ

一般社団法人 日本音響学会 独創研究奨励賞 板倉記念 選考委員会

委員長 廣谷 定男

第 21 回独創研究奨励賞板倉記念を次のとおり募集します。

第 21 回日本音響学会独創研究奨励賞 板倉記念 推薦要項

1. 受賞候補者の資格

受賞候補者は、概ね 30 歳以下で音響学に関する独創的な研究開発を行って論文等を発表した、受賞時に 32 歳以下の本会の正会員あるいは学生会員である者としします。ここでいう論文等とは、日本音響学会誌及び Acoustical Science and Technology 誌に発表された論文、技術報告、Paper, Technical Report, Acoustical Letter、及び他学会誌に発表された論文、Paper としします。また「独創的」とは、他人の考えではなく、受賞候補者独自の考えで研究を遂行する能力を指します。なお、本賞の対象分野は、2015 年より音声処理分野から音響学全般へと拡大しております。

ただし受賞時とは、受賞年度と解釈し、本年度中に 33 歳に達するものは、推薦の対象とすることができます。論文等の発表に関しては、投稿時の年齢が 31 歳を超えていても可としますが、推薦時点で学会誌等に掲載され、広く公知であることを条件とします。なお、他学会誌には国際会議の予稿集 (Proceedings) は含まないこととします。

2. 推薦の方法

受賞候補者の推薦は、自薦、他薦のいずれでも結構です。ただし、他薦による場合の推薦者は、本会の名誉会員、終身会員、正会員とします。

3. 選考並びに決定方法

日本音響学会独創研究奨励賞 板倉記念 選考委員会において受賞候補者の選考を行い、本会役員会で決定します。

4. 表彰件数

表彰件数は原則として 2 件以内とします。

5. 推薦手続き

次の推薦書作成要項に従って日本音響学会事務局に提出して下さい。

☆日本音響学会独創研究奨励賞 板倉記念 推薦書作成要項

推薦書は、以下の要項に従って作成して下さい。なお、推薦書は本賞の選考過程においてのみ利用し、目的以外への利用、関係者以外への漏洩がないよう管理します。

作成上の留意点

ア. 推薦書は、次の推薦書要項の項目番号に従い A4 サイズで作成して下さい。

イ. 推薦書要項の 1～2 は 1 枚に納め、3 は 2 枚程度で作成して下さい。

ウ. 部数は、推薦書及び対象論文等それぞれ 7 部提出して下さい。

推薦書要項

1. 推薦者

1.1 自薦、他薦の別

1.2 資格 (名誉会員、終身会員、正会員の別)

1.3 氏名

1.4 所属、部課名

1.5 連絡先住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス

2. 候補者 (被推薦者)

2.1 候補者氏名、生年月日、会員番号

2.2 所属、部課名

- 2.3 連絡先住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス
3. 対象となる独創研究（A4用紙2枚程度で記載）
- 3.1 研究名
- 3.2 研究内容説明資料（研究業績の要旨を簡潔に記載）
- 3.3 対象論文等名・発表種別及び年表年月（論文等は7部添付して下さい）
- 3.4 関連論文一覧表（必要な場合だけ記載）
4. 推薦理由（A4用紙1枚程度で記載）
5. その他
- 選考の過程で、参考資料の追加提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。
6. 推薦期限 2025年10月27日（月）必着
7. 提出先・問合せ先

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-18-20 ナカウラ第5ビル2F
一般社団法人日本音響学会 独創研究奨励賞 板倉記念 選考委員会
Tel. 03-5256-1020, Fax: 03-5256-1022, e-mail: asj-office@acoustics.jp

選奨規則（抜粋）

（最終改定日） 令 3.5.22 改正

第1章 総則

第1条 本学会定款第4条第五号に基づく、この法人の目的並びに事業に関して功績又は業績のあった者の表彰・奨励（以下「選奨」という。）はこの規則により行う。

第2条 選奨の種類は次のとおりとする。

- (1) 日本音響学会論文賞（ASJ Paper Award）
- (2) 功績賞（Prize for Distinguished Achievements in Acoustics）
- (3) 栗屋 潔学術奨励賞（Awaya Prize Young Researcher Award）
- (4) 技術開発賞（Technical Development Award）
- (5) 独創研究奨励賞 板倉記念（Itakura Prize Innovative Young Researcher Award）
- (6) 環境音響研究賞（Prize for Distinguished Research in Environmental Acoustics）

第3条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容などを本学会誌に発表する。

第2章～第5章 省略

第6章 独創研究奨励賞 板倉記念

第52条 独創研究奨励賞 板倉記念（以下「独創研究奨励賞」という。）は、音響学に関する独創的な研究を行った若手の正会員又は学生会員である者に贈呈する。

第53条 独創研究奨励賞に関する経費は、一般会計によるものとする。

第54条 独創研究奨励賞は、原則として毎年2名以内に贈呈する。

第55条 独創研究奨励賞は、賞状および賞金を贈呈し、賞金は1名について20万円とする。

第56条 独創研究奨励賞は、原則として春季研究発表会の際、贈呈する。

第57条 独創研究奨励賞板倉記念積立資産から当該年の賞金額の25%を選定、表彰、事務経費等にかかる費用として学会一般会計に受け入れることとする。

第58条 独創研究奨励賞板倉記念受賞予定者を選定するため、毎年独創研究奨励賞板倉記念選定委員会を設ける。

第59条 独創研究奨励賞板倉記念選定委員会は、委員長と選定委員をもって構成する。また、必要な場合には、委員長は（選定委員会を補助する）評定委員を指名することができる。

第60条 委員長は原則として学術委員会委員長を、選定委員は庶務理事1名、会計理事1名、編集委員会委員長、同論文部会主査及び各研究会から推薦された1名の正会員をあてる。

第61条 独創研究奨励賞板倉記念受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第62条 委員長は、独創研究奨励賞板倉記念受賞予定者の選定が終わったときは、その結果を選定経過と共に会長に報告する。

第 63 条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、独創研究奨励賞板倉記念受賞者を決定する。

第 64 条 独創研究奨励賞板倉記念選定委員会は、役員会において板倉記念受賞者が決定されたときをもって解散する。

第 7 章 省略

独創研究奨励賞 板倉記念受賞予定者選定手続

(最終改正日) 平 26.12.19 改正

選奨規則第 60 条による独創研究奨励賞 板倉記念受賞予定者の選定は、この手続に従って行う。

1. 選定の対象者は、30 歳以下で音響学に関する独創的な研究開発を行って論文等を発表した、受賞時に 32 歳以下の本会の正会員あるいは学生会員である者とする。ここでいう論文等とは、日本音響学会誌及び Acoustical Science and Technology 誌に発表された論文、技術報告、Paper, Technical Report, Acoustical Letter, 及び他学会誌に発表された論文、Paper とする。

受賞時とは、受賞年度を指し、本年度中に 33 歳に達するものは、推薦の対象とする。論文等の発表に関しては、投稿時の年齢が 31 歳を超えていても可とするが、推薦時点で学会誌等に掲載されていることを条件とする。他学会誌には国際会議の予稿集 (Proceedings) は含まない。

2. 委員長は選定に先立ち、受賞候補者の推薦要項を日本音響学会誌に掲載する。

3. 受賞候補者の推薦は自薦、他薦のいずれでもよいものとする。ただし、推薦者は、本会の名誉会員、終身会員又は正会員に限る。

4. 委員長は原則として本会の会員を推薦者として指名し、受賞候補者の推薦を依頼することができる。ただし、選定委員は推薦者に指名しない。

5. 自薦による応募者及び他薦による推薦者は、本学会指定の様式による推薦書及び業績の要旨各 1 部を、選定委員会に提出する。

6. 前項によって推薦された受賞候補者について、選定委員会は受賞資格を審査した後に、別に定める選定基準を基に評定を行い、その結果を基にして合議により独創研究奨励賞 板倉記念受賞予定者を選定する。

7. 委員長は、前項の結果を選定経過と共に 2 月中旬までに会長に報告する。